

第2回 大阪市感染症発生動向調査委員会
梅毒部会

大阪市

目 次

大阪市感染症発生動向調査委員会委員・専門委員名簿	1 頁
大阪市感染症発生動向調査委員会規則	2 ~ 3 頁
梅毒患者報告数（2022 年第 1 四半期まで）	4 ~ 14 頁
本市における梅毒対策等	15 ~ 18 頁

大阪市感染症発生動向調査委員会 梅毒部会

委員・専門委員名簿

※50 音順、敬称略

委員名	所 属
天羽 清子 (部会長)	地方独立行政法人 大阪市立総合医療センター
東 優子	大阪公立大学
古林 敬一	そねざき古林診療所
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会
早田 憲司	社会福祉法人石井記念愛染園附属 愛染橋病院

大阪市感染症発生動向調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定により、大阪市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴

くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

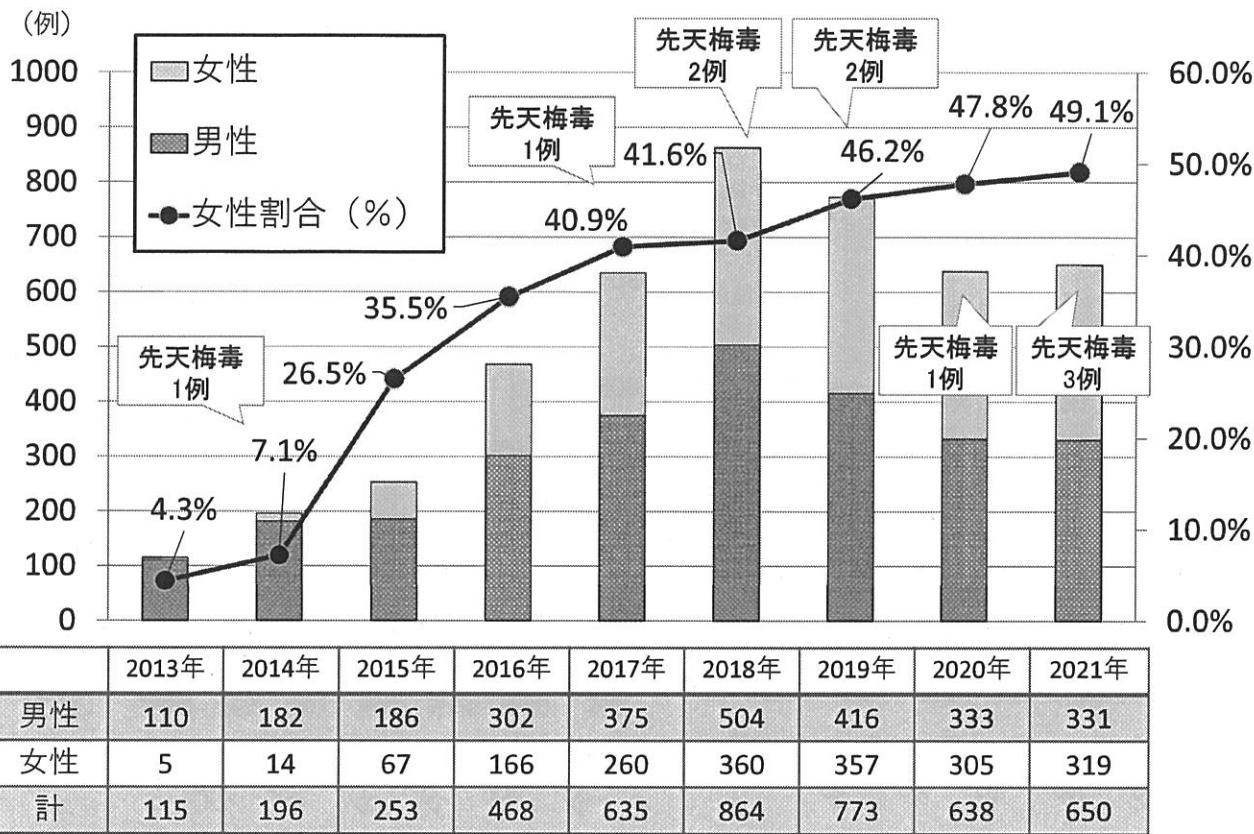
附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

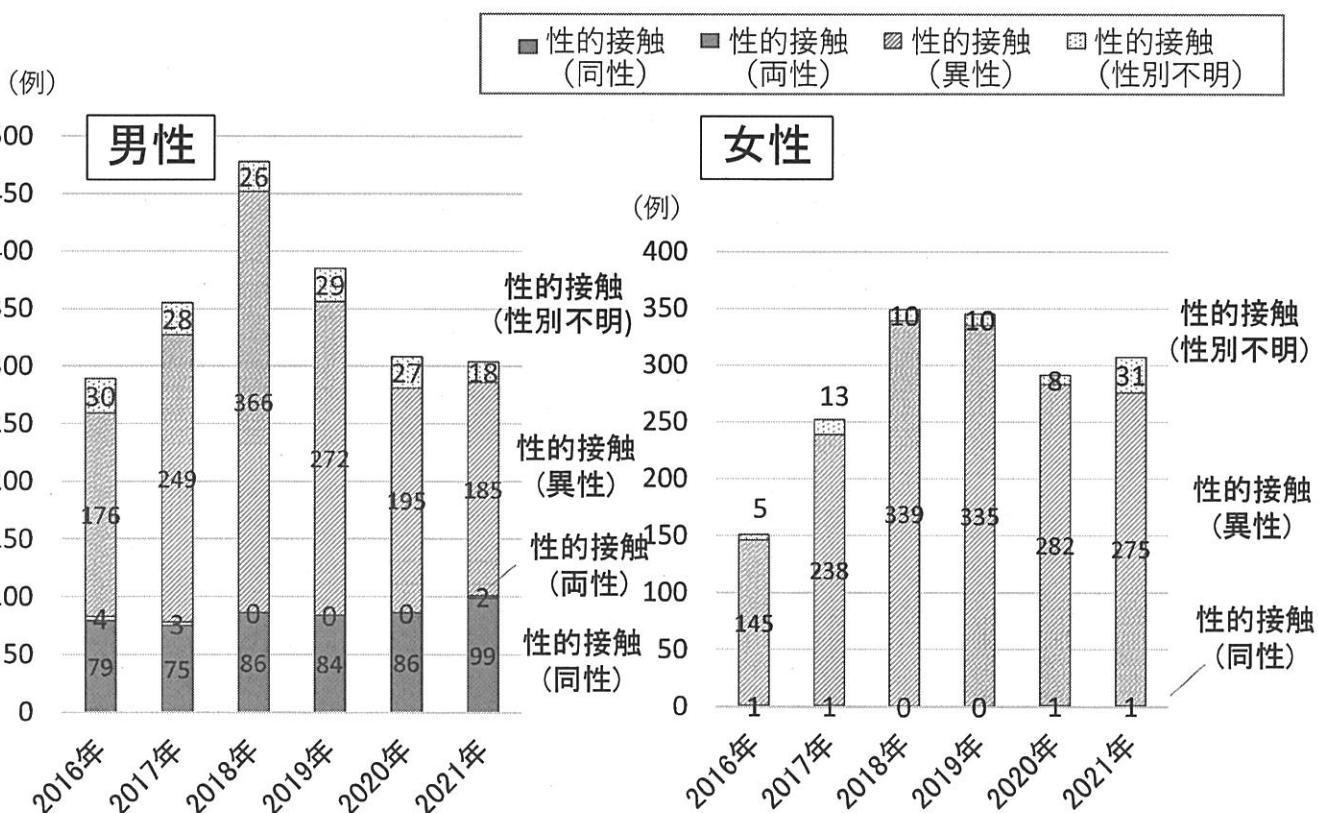
附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

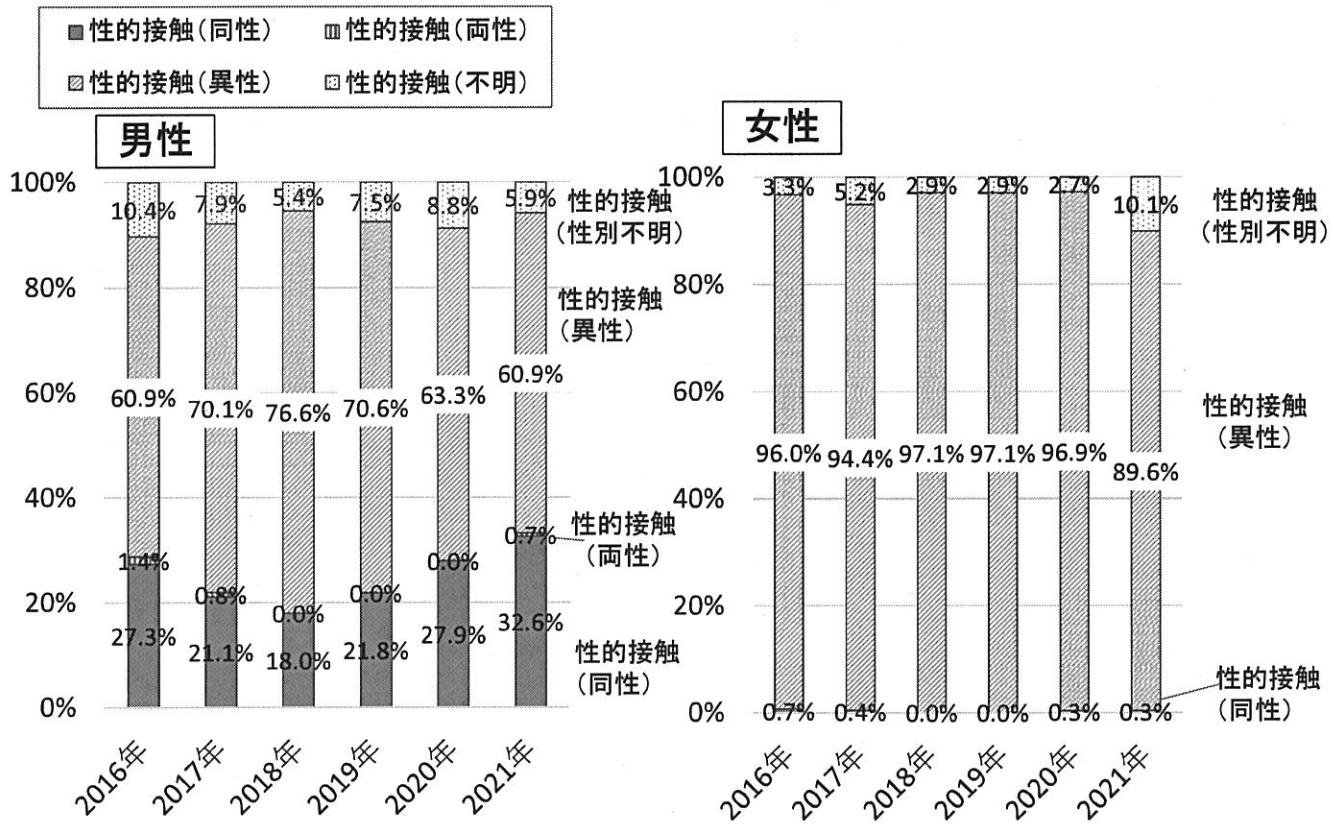
梅毒 男女別報告数推移(大阪市)



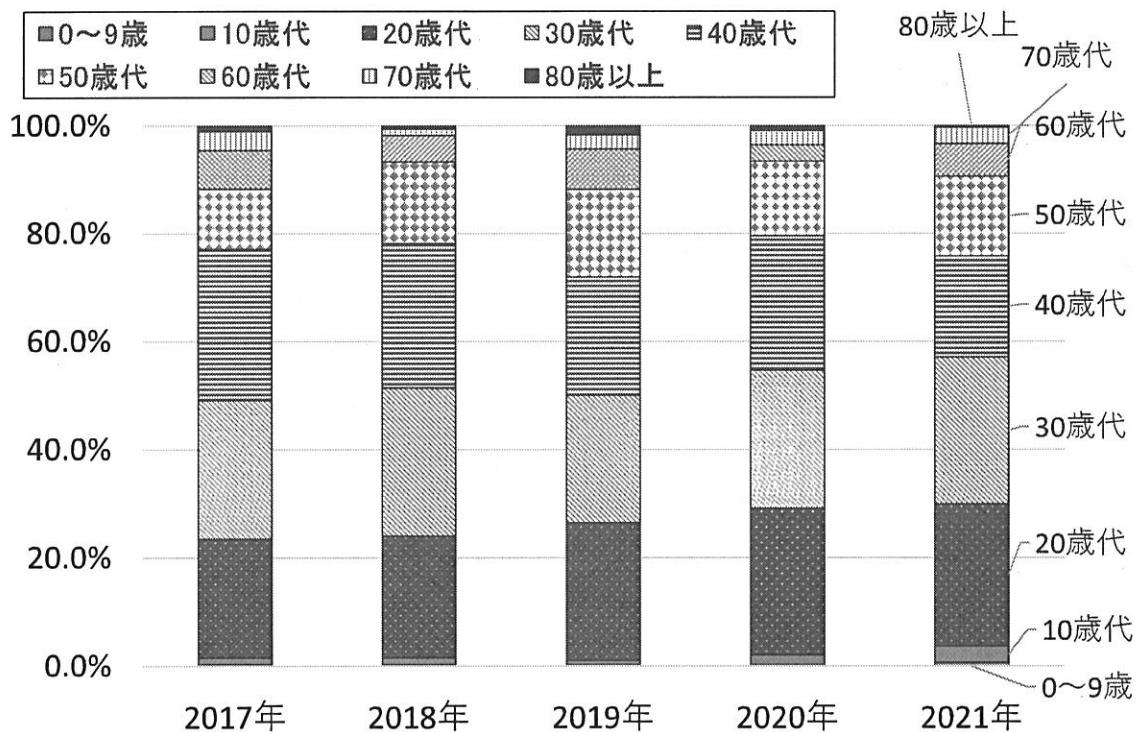
感染経路別届出数(性的接触のみ)



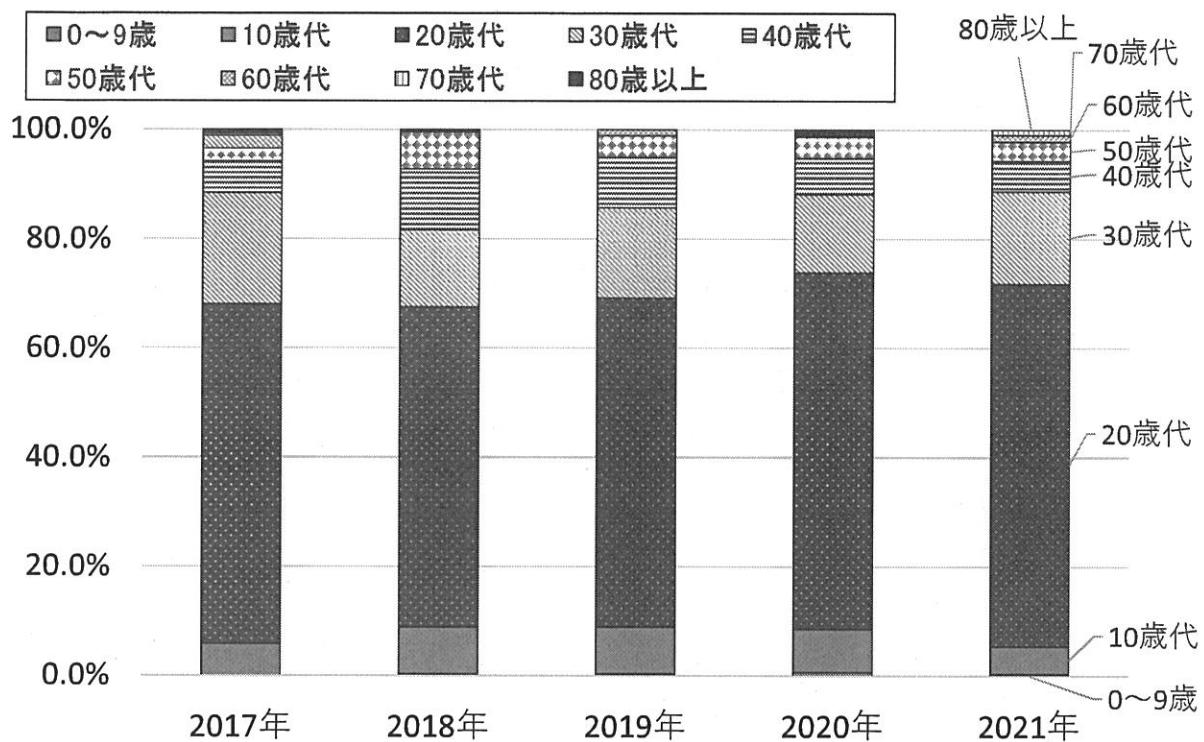
感染経路別届出割合推移(性的接触のみ)



年代別届出数の割合推移(男性)



年代別届出数の割合推移(女性)



病期別届出数の割合推移(男性)

